

生徒会会則

第1条 本会は鬼崎中学校生徒会と称する。

第2条 本会は、会員の中に親しみを増し、会員の幸福のために、積極的に学校の行事に参加し、自主的精神を養い、将来平和国家社会の一員として、ふさわしい心身を養うことを目的とする。

第3条 本会は鬼崎中学校生徒全員を会員とする。

第4条 本会は目的達成のため、次の事業を行う。

- 1、学芸に関するもの
- 2、体育に関するもの
- 3、校内生活に関するもの
- 4、校外生活に関するもの
- 5、その他

第5条 本会は次のように執行部を配置する。

会長1名、副会長1名、生徒会役員4名

第6条 会長は本会を代表し、会務の運営にあたる。

第7条 副会長は会長を助け、会長事故あるとき、その職務を代行する。

第8条 執行部は生徒議会、その他必要な記録や会の会計事務を行う。

第9条 執行部の任期は、前期(4月～10月)、後期(11月～3月)の2期制とする。

第10条 執行部の選出は、全会員の無記名投票とする。

第11条 総会は少なくとも、前後期各1回会長が召集する。

第12条 総会は次の事項を審議決定する。

- 1、会則の改正、ならびに確認
- 2、予算、決算の承認

第13条 生徒議会は、執行部および代議員、委員会の長をもって構成する。

第14条 生徒議会は、必要に応じて開き、生徒会全般の問題について審議決定する。その

他緊急を要するときは臨時議を開くことができる。

第15条 生徒会の執行機関として、次の各委員会を置き、全会員は何れかの委員会に属するものとする。

【学年,環境美化,給食,広報,図書,放送,保健,体育,生活,ボランティア,緑化】

第16条 各委員会には委員長を置き,その委員会の責任者として活動する。

第17条 本会は、会員の趣味を生かし、その研究を進める目的で次の部を置く。

【サッカー,野球,ソフトボール,水泳,ソフトテニス,バレーボール,卓球,剣道,柔道,
吹奏楽,美術,工芸】

第18条 総会および生徒議会は,会員の3分の2以上の出席によって成立し,出席者の過半数によって決定する。

第19条 最終決定権は校長にあり,生徒議定決定の行使にあたっては,校長の承認を得なければならない。

第20条 本会の会計は,会員からの会費をもつてあて,その他PTAの補助事業で得た収入および雑収入をあてる。

第21条 本会には,校長が任命した顧問を置く。

第22条 本会会則の改正は,生徒議定にて議員の3分の2以上の賛成を得て総会の3分の2以上の賛成を必要とする。